

役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人棕の樹福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは、評議員、理事、監事及び委員をいう。

(2) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等に対する賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額)

第4条 役員等への報酬は、それぞれ別表1に定める金額の範囲内で、月額2,000円とし、必要の都度支払うことができるものとする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 本会は、役員等の職務執行に要する費用を支弁することができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

内 容	金 額
理事の報酬総額	200,000円以内
監事の報酬総額	50,000円以内
委員の報酬総額	200,000円以内